

「貧困・格差に起因する経済的損失の推計」作業チーム

中間報告

中間報告貧困層に対する積極的就労支援対策の効果の推計

平成 22 年 6 月

ナショナルミニマム研究会「貧困・格差に起因する経済的
損失の推計」作業チーム

ナショナルミニマム研究会「貧困・格差に起因する経済的損失の推計」作業チーム
メンバー・リスト

主査； 神野直彦（関西学院大学 教授）

チーム：

阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長）

協力：

木村 剛（厚生労働省政策統括官政策評価官室 補佐）

厚生労働省 大臣官房 統計情報部

目 次

第 I 部 貧困層に対する積極的就労支援対策の効果の推計

1. 目的
2. シナリオ
3. 推計
 - 1) 生涯所得税額、社会保険料額の推計
賃金（データ、仮定）
所得税率・社会保険料率・地方税率・消費税
推計結果
 - 2) 生活保護費の推計
推計に含まれる生活保護費の範囲
データと推計方法
推計結果
 - 3) 積極的就労支援の費用の推計
推計に含まれる就労支援策とその費用の範囲
データ
プログラム期間の生活保護費
就労支援策の 1 人あたり経費
推計結果
 - 4) 費用対効果
就労支援策の就労率
被保護者となる確率
費用対効果

Appendix 1 プログラムの「成功率」と便益の推計

Appendix 2 犯罪の増加に関わる費用について

Appendix 3 貧困・格差と経済成長に関する実証研究レビュー

付表： 先行研究の概要

第 II 部 結果表

第 I 部 貧困層に対する積極的就労支援対策の効果の推計

1. 目的

本報告の目的は、貧困層の若者に対するインテンシブな職業訓練プログラムの費用対効果を推計することである。具体的には、就労支援を行った場合の費用と、行わなかった場合に係る費用と生涯にわたる納税額・社会保険料額、生活保護費を推計し、それらを比較することによって効果を測定する。

2. シナリオ

1) プログラム

日本においては、貧困層の若者に対する就労支援策等がまだ始まったばかりであり、その効果も把握されていないことから、本稿では、アメリカにおける Job Corps プログラムを参考としたインテンシブな就労支援プログラムを想定する。Job Corps プログラムは、高校を中退した 16 歳から 24 歳の若者（約 3 割は公的扶助の受給者）を対象とし、殆ど全ての対象者が寮に入ることを前提としている再教育・職業訓練プログラムである。制度の発足は早く、1964 年に設立され、2006 年度までに約 200 万人の若者が参加している（U.S. Department of Labor, 2005）。その効果は高く評価されており、試算によると、その費用対効果は約 10.5%の投資率であるという（Heckman and Krueger, 2004）。プログラムの内容は、高校卒業程度の基礎教育、職業訓練、生活支援プログラム（コミュニケーション・スキルなど）、カウンセリング、各種の就労支援、健康および医療サービス、保育サービスなど充実している。プログラムの期間は、最大 3 年間であるが、対象者 1 人 1 人のニーズとペースに合わせたプログラムが組まれる（平均期間は 8 カ月）。

Job Corps の評価研究によると、寮に入った対象者のほうが自宅から通う対象者よりも効果が高いことがわかっている（Ibid.）。また、日本においてもプログラム期間の生活費が充当できないために多くの職業訓練プログラムが貧困層の人々にとって利用が不可能であることが指摘されている。このことから、本稿で提案する職業訓練プログラムにおいても、生活面における保障は不可欠なものであると考える。Job Corps は寮生活を前提としているが、本稿で対象とする人々は必ずしも若年者と限らないこととするため、基本的に自宅で生活をするものの、プログラム期間の生活費の心配がないように生活保護が給付されることとする（単身世帯）。また、プログラムの期間としては、その効果を確認なものとするために、若者については、Job Corps の最長期間よりやや短いものの、平均よりも長い 2 年間とする。本稿では、30 歳代の対象者も想定しているが、その場合は、より長い訓練期間が必要であるとの考えから最長 5 年間のプログラムを想定する。これらは、Job Corps の平均 8 カ月、通常の職業訓練の 6 カ月に比べると長いものの、対象者へのリーチアウト後、健康状態が悪い場合などの回復期間、社会生活の支援、人間関係の再構築などのための必要な

2) 対象者

本報告では、以下の2つの対象者とプログラム期間を想定して推計を行う。

シナリオ①

現在（2010年）に18歳である若者（高卒男性、高卒女性）に対して、インテンシブな職業訓練プログラムを2年間行う（18歳から19歳まで）。職業訓練中の生活費や住宅費、医療費などは、全て、生活保護水準（単身世帯を想定）に準じて支給されるものとする。2年間の職業訓練後は、20歳から64歳まで継続して、フルタイムで就労するものとする。なお、雇用形態は正社員と非正規社員の2通りを考慮する。

シナリオ②

現在（2010年）に30歳である若者（高卒男性、高卒女性）に対して、インテンシブな職業訓練プログラムを5年間行う（30歳から34歳まで）。職業訓練中の生活費や住宅費、医療費などは、全て、生活保護水準（単身世帯を想定）に準じて支給されるものとする。5年間の職業訓練後は、35歳から64歳まで継続してフルタイムで就労するものとする。なお、雇用形態は正社員と非正規社員の2通りを考慮する。

3. 経済前提

なお、割引率、賃金上昇率、物価上昇率の経済前提は、厚生労働省の行っている国民年金・厚生年金に関わる財政見通しを参照した。ただし、割引率については、これ以外の値も設定し、sensitive analysis を行った。将来の勤労所得については、賃金上昇率にて上昇すると仮定する。生活保護費については、現行制度においても物価上昇率を用いて調整されているので、将来的にも物価上昇率と連動すると仮定する。用いるデータ、経済前提をまとめると以下となる。

付表 1 経済前提・データ・推計方法

	経済前提			データ・推計方法		
	割引率	物価上昇率	賃金上昇率	生涯稼働所得	生涯所得税、社会保険料	生涯生活保護費
経済前提 A 物価、賃金などの上昇を考慮せずに、現在のデータのみに基づく場合	0.0%	0.0%	0.0%		国民生活基礎調査の生データ	被保護者一斉調査の生データ
	0.0%	0.0%	0.0%	国民生活基礎調査から推計し、賃金上昇率で調整	稼働所得に現在の税率、保険料率を適用して推計	被保護者一斉調査の生データ
	0.0%	0.0%	0.0%	賃金構造基本調査から推計	稼働所得に現在の税率、保険料率を適用して推計	被保護者一斉調査の生データ
経済前提 B 直近の厚生労働省における長期推計に準拠した場合 (*1)	4.1%	1.0%	2.5%	国民生活基礎調査から推計し、賃金上昇率で調整	稼働所得に現在の税率、保険料率を適用して推計	被保護者一斉調査 (引上げ率 1.0%)
	4.1%	1.0%	2.5%	賃金構造基本調査から推計し、賃金上昇率で調整	稼働所得に現在の税率、保険料率を適用して推計	被保護者一斉調査 (引上げ率 1.0%)

*1 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しー平成 21 根財政検証結果一」第 14 回社会保障審議会年金部会 (平成 21 年 2 月 23 日)

4. 推計

1) 生涯所得税額、社会保険料額の推計

本節では、職業訓練を受けて就労したのち、年金受給開始年齢の 65 歳までの間に得るであろう勤労所得と、それに伴う社会保険料と税金（所得税＋地方税）の生涯納付額を推計する。

ある人が現在から 65 歳に達するまでの将来期間の各年に得るであろう勤労所得、社会保険料、税金納付額は、将来の経済見通しや、賃金上昇率、税制の改正や社会保険料率の改訂などのマクロ的な指標は制度変換はもちろんのこと、個々人が遭遇する様々なイベント（昇級、失業や転職、雇用形態の変化など）、家族形態の変化（扶養家族数の変化など）、社会保障制度の変化（国民年金の第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への変化など）に左右される。所得税や社会保険料も同様に、各年時点において、どのような家族形態であるのか、どのような雇用形態であるのかなどの情報が、所得のほかにも必要である。これらを予測するのは不可能であるので、その代替として、現在入手可能である現状の年齢別の賃金プロファイル（年齢別平均賃金）や、年齢別の所得税納付額、社会保険料納付額をもとに推計を行う。このことは、すなわち、今後、推計される期間に渡って（シナリオ①の場合は 47 年間、シナリオ②の場合には 35 年間）年齢別の賃金プロファイルや所得税額・社会保険料額の分布が変化しないと仮定することとである。なお、経済前提 A をもちいる場合の勤労所得については、一定の賃金上昇率によって上昇、所得税率、社会保険料率は、現状のままであると仮定する。

稼働所得

勤労所得の推計の基礎データとしては、二つの統計調査を用いている。一つは、厚生労働省『平成 19 年国民生活基礎調査』の個票データ¹から算出された性別、年齢階層別個人稼働所得の平均額である（別添 1）。この中から、性別、年齢層（5 歳階級）別に、「正規の職員・従業員」、および「非正規」の雇用形態の代表値として、「派遣社員」と「契約社員・嘱託」の二つの雇用形態の加重平均の稼働所得金額²を用いる³。この二つの雇用形態を用いるのは、以下の理由による。「正規の職員・従業員」を用いた場合は、低学歴から高学歴まで、その年齢層に含まれる、すべての正規職員・従業員が含まれるため、シナリ

¹ 本稿で用いられたデータは、平成 19 年「国民生活基礎調査」（世帯票、所得票）の個票を、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 32 条の規定に基づき集計したものである。

² 稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得の合計としている。これらについては、一つ以上の所得が合算されている場合もある。例えば、兼業農家の個人の場合、「雇用者所得」と「農業所得」が発生するが、集計されているのはこの合計額である。シナリオにおいては、就労以外の稼働所得があることは想定していないので、二つ以上の異なる稼働所得の影響によって、推計値に若干の影響がある可能性がある。

³ 厳密には、雇用形態は調査時点（平成 19 年 7 月）のもの、稼働所得は前年（平成 18 年）のものである。

オ①ないし②に想定される対象者が職業訓練後に得られるであろう稼働所得よりも高い平均値が得られると考えられる。そのため、「正規の職員・従業員」のデータを用いた推計は、過大推計されていると憶測される。「パート」「アルバイト」は、シナリオ①ないし②の対象者の職業訓練後の就労形態として十分考えられるものの、これらはいないこととする。その理由は、別添表 2 では、労働時間がコントロールされていないため、「パート」「アルバイト」に集計された個人の中には勤務時間が 40 時間/週に満たないものも含まれると考えられるからである。「派遣社員」と「契約社員・嘱託」においても、労働時間の問題はないとは言えないが、「パート」「アルバイト」よりも「フルタイムの非正規雇用」に近いと考えられるので、この二つの加重平均を用いる。シナリオ①、②の推計値は、「正規職員・従業員」から得られた値と、「派遣」と「契約・嘱託」から得られた値の間に位置すると考えられる。

稼働所得の推計に用いられる二つ目の基礎データは、厚生労働省『平成 21 年賃金構造基本統計調査』の公表データである（別添 2）⁴。本調査は、当該年度における勤労者の「所定内給与額」および「年間賞与その他特別給与額」を調査している。本調査を用いる利点は、本調査が性別、年齢別、雇用形態別に加えて、学歴別に給与額等を集計している点である。「国民生活基礎調査」では、個人の学歴情報を集めていないため、全ての学歴の人々を含めた集計値となるが、本調査ではシナリオにより近い「高卒」の人のみを抽出した上での賃金プロファイルを得ることができる。また、本調査においては、「常用雇用者」⁵のみでの集計もなされているので、よりフルタイムに近い労働者の情報を得ることができる。本稿で用いたのは、「高卒」の「常用労働者」の「正社員・正職員」（企業規模計 10 人以上、産業計）⁶、および同じく「高卒」「常用労働者」の「正社員・正職員以外」である。「常用労働者」に限定しているため、短時間で働いている人は含まれない。「正社員・正職員」は、「国民生活基礎調査」と同様に、過大推計となる可能性が高いが、職業訓練の目的が正社員として就労できることも含んでいると考えられるので、ベストのシナリオとしてこれを用いる。後者の「正社員・正職員以外」は、「国民生活基礎調査」の「派遣」と「契約社員・嘱託」に相当し、「非正規」の典型と考えられる。ただし、この雇用形態の所定内労働時間数は、おおよそ 160 時間を超えているので、この雇用形態の個人はほぼフルタイムで働いていると考えられる。『賃金構造基本調査』は、「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を調べているので、年間の稼働所得は（「きまって支給する現金給与額」× 1.2 + 「年間賞与その他特別給与額」）として計算する。「賃金構造基本統計調査」には、就労していない人のデータははいていないので、失業などの可能性は考

⁴ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>（厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページ）

⁵ ここでいう「常用労働者」の定義は、1. 期間を定めずに雇われている労働者、2. 1 か月を超える期間を定めて雇われている労働者、3. 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4 月及び 5 月にそれぞれ 18 日以上雇用された労働者、である。

⁶ 賃金構造基本統計調査、平成 21 年賃金構造基本統計調査、雇用形態別第 1 表。

慮することができない。

これら二つの統計データを基に、推計に用いられる稼働所得プロファイルは以下の4つとなる(表2)：

- ①「国民生活基礎調査」：性別、年齢層別、「正規の職員・従業員」の平均稼働所得
- ②「国民生活基礎調査」：性別、年齢層別、「派遣社員」と「契約社員・嘱託」の人数による加重平均稼働所得
- ④『賃金構造基本調査』：性別、年齢層別、高卒、「常用雇用－正社員・正職員」の平均賃金
- ⑤『賃金構造基本調査』：性別、年齢層別、高卒、「常用雇用－正社員・正職員以外」の平均賃金

	国民生活基礎調査		賃金構造基本調査	
	稼働所得がある者		高卒・常用雇用	
	正規の職員・ 従業員	派遣と契約の 加重平均	正社員・正職 員	正社員・正職 員以外
		(万円)		(万円)
男性				
20～24	252.1	182.1	315.6	235.6
25～29	350.8	246.6	369.1	262.0
30～34	447.3	308.8	427.1	283.5
35～39	526.7	275.1	478.7	304.3
40～44	614.1	309.2	522.6	310.1
45～49	636.2	331.2	567.7	301.6
50～54	668.9	318.3	592.3	307.4
55～59	639.9	350.1	582.8	308.8
60～64	484.9	396.6	400.3	324.9
女性				
20～24	221.3	143.0	265.9	211.8
25～29	281.1	219.5	294.4	220.1
30～34	325.3	195.1	315.0	225.3
35～39	367.8	207.8	342.0	221.0
40～44	373.9	197.4	352.7	220.2
45～49	397.9	190.0	361.3	217.4
50～54	399.0	181.6	361.2	217.9
55～59	383.4	174.9	361.8	217.8
60～64	298.0	193.5	323.0	218.7

資料：「平成19年国民生活基礎調査」の再集計(別添1)、「平成21年賃金構造基本統計調査」公表データ(別添2)

納付税額・社会保険料額

所得税・住民税、社会保険料額、地方税額についても、「国民生活基礎調査」および「賃金構造基本統計調査」から推計する。消費税額については、両統計共にデータがなく、賃金・稼働所得のみから推計するのが困難であるため、省略する。推計の方法は2種類である。

① 「国民生活基礎調査」の生データを用いる方法

「国民生活基礎調査」のデータには、「賃金構造基本統計調査」からは得られない二つの利点がある。第一に、「賃金構造基本統計調査」からは、雇用されている人々のみのデータしか得られないのに対し、「国民生活基礎調査」は勤労所得がない人のデータも含まれている点である。シナリオでは、18歳ないし30歳の若者が職業訓練を一定期間受講した後、基本的には65歳に達するまで継続して就労することを想定しているが、現実には受講者は訓練終了後に一端働き始めたとしても、その後、失業や、結婚や出産によって就労を中断するなどして労働市場から退出する可能性もある。特に女性については、すべての受講者が職業訓練後退職まで働き続けることを想定するのは無理があるであろう。そこで、働いている人のみならず、働いていない人をも分母に含めた性別、年齢層別の納税額・保険料額の平均を用いることによって、このような100%に満たない就労率の可能性をも推計に含めることができる。

第二の利点は、「国民生活基礎調査」には、「所得税額」「住民税」「社会保険料額（短期、長期）」の生のデータが各個人ごとに把握されている点である。「所得税額」「住民税」は、所得額のみならず、個人の家族構成（配偶者の有無、扶養家族人数など）や所得控除（住宅ローン控除、社会保険料控除など）によって決定され、また、「社会保険料額」は社会保険の種類（国民年金、厚生年金、など）によって異なる。そのため、性別、年齢別、雇用形態別の平均の「税額」「社会保険料額」は、そのカテゴリーに該当する個人の平均的な就労状況、家族構成や社会保険の種類を分布を表していることとなる。

この方法による推計は、一つの家族構成や社会保険の仮定を置かなくて良いので、仮定を置く下記②の方法よりも、現実に近いと言える。しかしながら、『平成19年国民生活基礎調査』は、平成18年の所得税、地方税等の額を示しており、平成18年の所得税率は現行（平成22年）のものに比べて高率なので、過大推計される可能性がある。また、社会保険料については、平成18年の保険料率よりも平成22年の保険料率の方が高いので、過小推計される可能性がある。

② 稼働所得から税額、保険料額を推計する方法

「賃金構造基本統計調査」には、「所得・住民税」「社会保険料」などのデータはなく、また、各個人の家族構成などのデータも存在しない。そのため、本調査を用いた推計をす

るためには、家族構成、社会保険の種類、所得控除などについて仮定を置かなければならない。また、「賃金構造基本統計調査」を補完するために、「国民生活基礎調査」の稼働所得プロファイル（前節参照）を用いて、同様に「所得税・住民税額」「社会保険料」を推計する。推計には、ある一定の人物像（家族構成、所得控除、社会保険の種類など）を想定しなければいけないため、シナリオ①および②の想定に加えて、生涯独身であり扶養家族は0人（単身世帯）であり、また、厚生年金、組合健康保険に加入すると仮定した。

厚生年金の保険料率は153.50/1000（現行）、2017年からは183.0/1000、組合健康保険の保険料率は、被保険者数が一番多い全国健康保険協会の掛け率9.34%（H22年3月）とする。40歳以上には、これに加えて介護保険料1.5%が上乘せされるとする。保険料は労使折半とする。

所得税は、現行（平成22年度）の所得税法に準ずるものとする。課税所得は、稼働所得額から基礎控除額（38万円）、保険料額（上記から推計）を差し引き、給与所得控除を適用した値とする。ただし、経済前提として、賃金上昇率2.5%とする場合の推計では、税率のブラケットや控除額は全て賃金上昇率（=2.5%）に従って引き上げられるとする。

住民税の税率は10%とする。

推計結果は、集計表1-1~1-9（男性、シナリオ①）、集計表2-1~2-9（男性、シナリオ②）、集計表3-1~3-4（女性、シナリオ①）、集計表4-1~4-9（女性、シナリオ④）に示す。

第1表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、男性、シナリオ①）

第1表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、男性、シナリオ①）																			
シナリオ①男性				現在（2010年）に18歳の若者を2年間職業訓練、20歳から64歳まで就労する															
データ	雇用形態	税・保険料の推計	賃金上昇率	割引率															
				0.0%		0.5%		1.0%		1.5%		2.0%		2.5%		3.0%		4.1%	
				社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税	社会保険料	所得税		
国民生活基礎調査	正規	生データ	0%	2,588	1,922	2,280	1,682	2,016	1,478	1,790	1,304	1,596	1,155	1,428	1,027	1,283	917	1,027	724
				4,510		3,962		3,494		3,094		2,751		2,455		2,200		1,751	
		稼働所得から推計	0%	3,297	1,818	2,888	1,587	2,541	1,390	2,244	1,222	1,990	1,078	1,772	955	1,584	849	1,254	664
			5,115		4,475		3,931		3,466		3,069		2,727		2,433		1,918		
			6,659	3,728	5,741	3,206	4,969	2,768	4,317	2,398	3,765	2,084	3,297	1,818	2,897	1,592	2,211	1,203	
			10,387		8,948		7,737		6,715		5,850		5,115		4,489		3,414		
国民生活基礎調査	非正規	生データ	0%	1,503	905	1,323	791	1,171	695	1,041	614	930	545	835	486	753	435	608	346
				2,407		2,115		1,866		1,655		1,475		1,320		1,187		954	
		稼働所得から推計	0%	1,929	762	1,691	667	1,490	585	1,318	516	1,172	458	1,046	407	938	364	748	288
			2,691		2,358		2,075		1,835		1,629		1,453		1,302		1,037		
			3,907	1,567	3,363	1,345	2,908	1,160	2,525	1,004	2,202	873	1,929	762	1,697	669	1,299	509	
			5,474		4,708		4,067		3,529		3,075		2,691		2,365		1,808		
国民生活基礎調査	非就労を含めた平均	生データ	0%	1,961	1,504	1,710	1,301	1,496	1,129	1,314	984	1,158	861	1,025	755	910	665	709	509
				3,464		3,010		2,626		2,298		2,019		1,780		1,575		1,218	
		稼働所得から推計	0%	3,018	1,575	2,663	1,389	2,359	1,230	2,099	1,093	1,875	975	1,681	874	1,513	786	1,217	630
			4,592		4,052		3,589		3,192		2,850		2,555		2,299		1,847		
			5,900	3,072	5,119	2,668	4,459	2,325	3,899	2,034	3,424	1,786	3,018	1,575	2,671	1,393	2,070	1,078	
			8,972		7,787		6,784		5,934		5,210		4,592		4,064		3,148		
賃金構造基本統計調査	正規	生データ	0%	1,868	731	1,650	647	1,465	575	1,306	514	1,170	461	1,052	415	950	376	770	305
				2,599		2,297		2,040		1,820		1,631		1,467		1,326		1,075	
		稼働所得から推計	0%	3,646	1,417	3,162	1,231	2,754	1,073	2,409	940	2,116	827	1,868	731	1,655	649	1,288	507
			5,064		4,392		3,827		3,349		2,944		2,599		2,304		1,795		
			8,972		7,787		6,784		5,934		5,210		4,592		4,064		3,148		
			1,868	731	1,650	647	1,465	575	1,306	514	1,170	461	1,052	415	950	376	770	305	

第2表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、男性、シナリオ②）

第2表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額(まとめ、男性、シナリオ②)																			
シナリオ② 男性																			
現在(2010年)に30歳の若者を5年間職業訓練、20歳から64歳まで就労する割引率																			
データ	雇用形態	税・保険料の推計	賃金上昇	0.0%		0.5%		1.0%		1.5%		2.0%		2.5%		3.0%		4.1%	
				社会保険料	所得税	社会保険料	所得税												
国民生活基礎調査	正規	生データ	0%	1,567	1,070	1,404	956	1,261	857	1,135	769	1,023	692	925	624	838	564	679	454
				2,636		2,360		2,117		1,904		1,715		1,549		1,402		1,133	
		稼働所得から推計	0%	2,043	1,062	1,831	946	1,645	845	1,481	757	1,336	679	1,208	610	1,094	549	887	440
			3,104		2,777		2,490		2,237		2,014		1,818		1,644		1,327		
			2.5%	3,593	1,916	3,196	1,696	2,849	1,504	2,545	1,337	2,277	1,190	2,043	1,062	1,836	949	1,462	746
			5,510		4,892		4,353		3,881		3,467		3,104		2,785		2,209		
国民生活基礎調査	非正規	生データ	0%	847	471	766	425	694	385	631	349	574	317	524	288	479	263	396	216
				1,318		1,191		1,079		980		891		812		742		612	
		稼働所得から推計	0%	1,192	437	1,074	393	970	354	878	319	797	289	725	262	660	238	542	194
			1,629		1,467		1,324		1,198		1,086		986		898		735		
			2.5%	2,044	760	1,827	677	1,637	605	1,469	542	1,322	486	1,192	437	1,077	394	868	315
			2,804		2,504		2,242		2,011		1,808		1,629		1,471		1,183		
賃金構造基本統計調査	正規	生データ	0%	1,150	798	1,024	708	914	630	817	561	732	501	657	448	591	401	471	317
				1,948		1,732		1,543		1,378		1,233		1,105		992		789	
		稼働所得から推計	0%	2,011	1,012	1,811	907	1,634	816	1,478	735	1,340	664	1,217	601	1,108	545	908	443
			3,023		2,718		2,450		2,213		2,003		1,818		1,653		1,351		
			2.5%	3,468	1,777	3,097	1,581	2,771	1,409	2,485	1,259	2,233	1,127	2,011	1,012	1,816	910	1,460	726
			5,245		4,677		4,180		3,744		3,360		3,023		2,725		2,186		
賃金構造基本統計調査	非正規	稼働所得から推計	0%	1,241	468	1,122	423	1,017	383	924	348	842	317	768	289	702	264	581	219
				1,709		1,545		1,401		1,273		1,159		1,057		967		800	
				2.5%	2,092	790	1,876	709	1,686	637	1,519	573	1,371	517	1,241	468	1,125	424	914
			2,883		2,585		2,323		2,092		1,889		1,709		1,549		1,258		

第3表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、女性、シナリオ①）

第3表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、女性、シナリオ①）																			
シナリオ①女性 現在(2010年)に18歳の若者を2年間職業訓練、20歳から64歳まで就労する																			
割引率																			
データ	雇用形態	税・保険料の推計	賃金上昇率	0.0%		0.5%		1.0%		1.5%		2.0%		2.5%		3.0%		4.1%	
				社会保険料	所得税	社会保険料	所得税												
国民生活基礎調査	正規	生データ	0%	1,779	1,188	1,575	1,047	1,401	926	1,251	823	1,122	735	1,010	658	913	592	741	475
				2,966		2,622		2,327		2,074		1,856		1,668		1,505		1,217	
		稼働所得から推計	0%	2,159	907	1,902	799	1,683	707	1,496	628	1,334	560	1,195	501	1,075	451	863	361
				3,066		2,702		2,390		2,124		1,895		1,697		1,526		1,224	
	稼働所得から推計	2.5%	4,254	1,786	3,684	1,547	3,204	1,346	2,797	1,176	2,452	1,031	2,159	907	1,908	802	1,475	619	
			6,039		5,231		4,550		3,973		3,483		3,066		2,710		2,094		
	非正規	生データ	0%	895	467	798	414	715	369	642	330	580	297	526	268	478	243	393	198
				1,363		1,212		1,083		972		876		793		721		591	
		稼働所得から推計	0%	1,201	333	1,065	296	948	264	848	237	762	213	687	192	623	174	508	142
				1,534		1,361		1,212		1,085		975		880		797		650	
	稼働所得から推計	2.5%	2,309	633	2,008	552	1,754	483	1,539	425	1,357	375	1,201	333	1,068	297	837	234	
			2,942		2,560		2,238		1,964		1,732		1,534		1,365		1,071		
非就労を含めた平均	生データ	0%	560	333	496	293	442	259	395	230	354	205	319	184	288	165	234	132	
			893		790		701		625		560		503		453		366		
	稼働所得から推計	0%	2,117	879	1,871	779	1,661	692	1,481	619	1,326	555	1,193	500	1,077	452	873	368	
			2,997		2,650		2,354		2,100		1,881		1,693		1,529		1,240		
稼働所得から推計	2.5%	4,128	1,699	3,581	1,477	3,120	1,289	2,730	1,130	2,399	995	2,117	879	1,877	781	1,461	610		
		5,827		5,057		4,408		3,860		3,394		2,997		2,658		2,071			
賃金構造基本統計調査	正規	稼働所得から推計	0%	1,386	448	1,229	399	1,095	357	980	321	882	290	796	263	722	240	590	198
				1,834		1,628		1,453		1,302		1,172		1,059		961		788	
	稼働所得から推計	2.5%	2,664	846	2,316	738	2,023	647	1,775	570	1,565	504	1,386	448	1,233	400	968	317	
			3,510		3,054		2,670		2,345		2,069		1,834		1,633		1,285		

第 4 表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、女性、シナリオ②）

第4表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額(まとめ、女性、シナリオ②)																			
シナリオ②女性																			
現在(2010年)に30歳の若者を5年間職業訓練、20歳から64歳まで就労する																			
割引率																			
データ	雇用形態	税・保険料の推計	賃金上昇率	0.0%		0.5%		1.0%		1.5%		2.0%		2.5%		3.0%		4.1%	
				社会保険料	所得税	社会保険料	所得税												
国民生活基礎調査	正規	生データ	0%	1,122	709	1,010	637	911	573	824	517	747	468	679	424	618	385	506	313
		稼働所得から推計	0%	1,418	573	1,277	514	1,153	463	1,042	418	945	377	858	342	781	310	640	253
			2.5%	2,442	998	2,181	890	1,952	794	1,751	711	1,574	637	1,418	573	1,280	516	1,030	412
	非正規	生データ	0%	629	306	570	277	518	252	471	229	430	209	393	191	360	175	299	145
		稼働所得から推計	0%	830	226	752	204	682	185	621	168	566	152	517	139	473	127	392	104
			2.5%	1,391	381	1,249	342	1,124	307	1,014	276	916	250	830	226	754	204	614	166
	非就労を含めた平均	生データ	0%	374	209	337	188	305	169	276	153	250	138	228	125	208	114	171	93
		稼働所得から推計	0%	583		525		474		429		389		353		321		263	
			2.5%	1,771		1,590		1,431		1,290		1,166		1,056		958		779	
賃金構造基本統計調査	正規	稼働所得から推計	0%	1,416	570	1,280	515	1,159	466	1,053	423	958	384	873	350	798	320	659	264
		2.5%	2,398	967	2,149	866	1,930	777	1,737	699	1,567	630	1,416	570	1,283	516	1,040	418	
	非正規	稼働所得から推計	0%	946	298	858	271	780	247	711	225	649	206	594	189	545	173	454	145
		2.5%	1,573	492	1,414	443	1,275	400	1,151	362	1,042	328	946	298	860	272	703	223	

2) 扶助総額（＝生活保護費）の推計

本節では、就労出来なかった場合の将来にわたって受給するであろう生活保護費の生涯受給額の推計を行う。

ある人が将来期間の各年に受給する生活保護費は、①生活保護は困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するものであり、保護費の具体的な算定は被保護世帯の世帯構成や就業状況を考慮し、個々の生活実態に応じて世帯単位で設定されていること、また、②同じ生活実態であっても居住する地域によって最低生活費が異なること、などから各世帯の遭遇する家族形態の変化（結婚・出産など）や個々人の遭遇する様々なイベント（失業や雇用形態の変化など）を考慮してライフコースを予測しそれに応じて受給する保護費を推計することは不可能である。その代替として現状の被保護世帯に関する実績統計を用いて世帯構造等を基に年齢階級別に平均保護費の計算を行うこととした。すなわち、今後、推計される期間にわたって年齢階級別の保護費や世帯人員等の世帯構造の分布が現状から変化しないものと仮定して推計を行うものである。なお、将来の保護費については、一定の物価上昇率に応じて改定されていくものと仮定する。

年齢階級別平均扶助費の算定

生活保護の扶助費推計の基礎データとしては、厚生労働省「第62回被保護者全国一斉調査」（実施：平成20年7月1日）の個票データを用い⁷、2つの考え方で平均扶助費の算定を行った。一つ目は、この中から①母子世帯・その他世帯⁸に属する世帯、②世帯主が施設に入所又は病院等に入院していない世帯、③世帯主に傷害・傷病の状況がない世帯を集計対象とし、世帯主の性別・年齢層（5歳階級）別に算定した平均扶助額⁹を用いる【設定ア】。このような世帯のみを集計したのは以下の理由による。本推計のシナリオは、貧困層の若者に対するインテンシブな職業訓練を行った場合の効果を測定することが目的であるため、非保護世帯のうち上記の職業訓練を受ける可能性が高い世帯のみを集計対象とすることが適当と考えられるからである。二つ目は、上記に掲げた世帯のうち④一人世帯、である世帯を集計対象として算定を行うものである【設定イ】。

2通りの方法で平均扶助費を算定した理由は、①は世帯構造や就業状況の差違を考慮していない平均となっており、将来期間に受給する保護費は現状の被保護者の平均的なライフコース、すなわち、将来の婚姻や就業等のイベントは被保護者の平均的なイベン

⁷ 本稿で用いられたデータは、「第62回被保護者全国一斉調査」の個票を、統計法（平成19年法律第53号）第32条の規定に基づき集計したものである。

⁸ 「非保護者全国一斉調査」における世帯分類には母子世帯・その他世帯の他に高齢者世帯、傷害・傷病者世帯がある。

⁹ ここでいう扶助額とは「被保護者全国一斉調査」で把握している医療扶助、介護扶助をのぞく扶助額としている。したがって、推計に用いる扶助額は両者が考慮されていないがめ、過小評価となる。

トをトレースするような生活を想定していると考えられ、シナリオにおいて想定する就労支援を要する若者の未来像の仮定としては過大推計となっている可能性があるため、一番保守的な仮定として、将来にわたって単身世帯であるとの仮定を追加した2つめの場合を考えることとしたものである。したがって、別の見方をすると、将来のライフコースは両者の間にあると考えられることから将来期間に受給する保護費の幅を示しているとも考えられるであろう。

これらをまとめ、以下の推計方法によって、扶助総額（＝生活保護費）を推計した。被保護者全国一斉調査（平成20年）を基に各ケースに掲げる世帯別に世帯主の性・年齢階級別の平均扶助額（医療・介護扶助を除く）を算定し、将来の扶助額は物価によって改訂されるものと仮定し、集計対象年齢に受給する扶助額を割引率で割引し、2010年時点における一時金換算を行った。

【設定ア】

- ・母子世帯、その他世帯に属する世帯（集計対象外は高齢者世帯、障害・傷病者世帯）
- ・世帯主が施設に入所又は入院をしていない世帯
- ・世帯主に障害・傷病の状況が無い世帯

この設定は、20歳（シナリオ②の場合は35歳）の者が現状の被保護世帯の世帯状況の平均のように結婚したり子どもを儲けたり仕事をしたりすると仮定していることとなる。

【設定イ】

- ・母子世帯、その他世帯に属する世帯（集計対象外は高齢者世帯、障害・傷病者世帯）
- ・世帯主が施設に入所又は入院をしていない世帯
- ・世帯主に障害・傷病の状況が無い世帯
- ・単身世帯

この設定は、20歳（シナリオ②の場合は35歳）の者が被保護者となった後は、結婚等を行わず単身世帯のままということを仮定していることとなる。

経済前提は、これまでと同様に、経済前提A（物価上昇率 0.0%、賃金上昇率 0.0%、割引率 0.0%）、経済前提B（物価上昇率 1.0%、賃金上昇率 2.5%、割引率 4.1%）の2種類を用いる。

シナリオに沿って将来期間に受給する扶助総額は以下のとおりである（第5表）。

第5表 生活保護の扶助総額推計							
設定	経済前提	シナリオ①		設定	経済前提	シナリオ②	
		20-64歳				35-64歳	
		男性	女性			男性	女性
		万円	万円			万円	万円
ア	A	6,347	6,214	ア	A	4,142	3,977
	B	3,388	3,368		B	2,455	2,385
イ	A	5,239	4,687	イ	A	3,456	3,063
	B	2,753	2,474		B	1,996	1,784

シナリオ①の場合、20歳から64歳まで継続して生活保護を受けた時に支給される生活保護費は、男性では5,239万円（単身世帯）から6,347万円（非保護者の平均的な家族形態）、女性の場合は、4,687万円（単身世帯）から6,214万円（被保護者の平均的な家族形態）となる（経済前提A）。単身であっても、男性と女性の生活保護費が異なるのは、この推計が実際の平成20年度の生活保護の受給者のデータから推計されたものであるからであり、実際には、同じ単身の被保護世帯であっても、男性と女性の間には、就労率や地域分布などの属性の違いがあるからである。

シナリオ②の場合は、シナリオ①に比べて、受給期間が短いため、扶助総額はシナリオ①の6割から7割となる。

3) 職業訓練の費用の推計

プログラムの費用

本節においては、プログラムの実施に必要な費用の推計を行う。

既に、日本においても失業者などを中心に貧困層の人々を対象とする多くの制度・プログラムが存在する。日本の失業者に係る社会保障政策は、雇用保険をはじめとして様々な支援が行われている。その中で、現在、国（厚生労働省）や地方自治体等を中心に行われている就労支援に資する主な制度や仕組みは次表のようにまとめられる（付表3）。

付表3 日本における主な支援策

	施策・制度の概要
雇用保険(失業給付)	雇用保険被保険者が離職をし、失業の状態であって一定の被保険者期間があるときに手当が支給される制度
職業紹介(ハローワーク等)	求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんをすること
ジョブ・カード制度	フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングや企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、その評価結果や職務経歴等をジョブ・カードに取りまとめることにより、正社員へと導く制度。
公共職業訓練(離職者訓練)	離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施
基金訓練	雇用保険を受給できない離職者等に対して、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、訓練実施計画の認定を受けて行う職業訓練
就職安定資金融資	事業主都合等の離職に伴い住居を喪失した方に対する住居入居初期費用等の貸付
住宅手当	離職者であって住宅を喪失または喪失のおそれのある方に対して、賃貸住宅の家賃のための給付を行うとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援を行う。
住宅確保・就労支援員	住宅手当受給者に対し就労機会の確保に向けた支援を行う。
就労支援員	生活保護受給者に対し、就労機会の確保に向けた支援を行う。
総合支援資金貸付	失業等により日常生活全般に困難を抱える方に対する住居入居費等の資金の貸付
訓練・生活支援給付 訓練・生活支援資金貸付	・給付 雇用保険を受給できない方であって、ハローワークの斡旋等により職業訓練を受講する方に対する訓練期間中の生活費等の給付 ・貸付 訓練・生活支援給付を受ける方のうち希望する方に対する生活資金の貸付
臨時特例つなぎ資金貸付	公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付
就職活動困難者支援事業	事業主都合等の離職に伴い住居を喪失した方に対する、民間職業紹介事業者による住居の提供、生活費等の支給、就職支援。
長期失業者支援事業	長期失業者に対する民間職業紹介事業者による就職支援

推計に必要なのは、これらのプログラムを実施するのに必要である利用者 1 人当たりの費用であるが、これは必ずしも明確ではない。いくつかのプログラムについては、包括的な支援策の一部であったり、利用者の数が不明であったりするからである。また、近年始められた施策等は実績が出ていない、周知に時間がかかることなどから利用者の人数が安定していないなど、分析を行う事は困難である。そこで、ある程度の実績が把握可能な積極的な就労支援に該当する施策である「ジョブカード制度」、「公共職業訓練（離職者訓練）」、低所得者の支援に特化した施策である「就労支援員」、住居喪失者に対する施策である「職業安定資金融資」について、利用者数、(利用者に占める) 就業者数、お

よび決算額を付表 4 に示す。これによると、公共職業訓練プログラムにおいては、利用者 1 人あたり約 21.4 万円、就労支援員においては、4.9 万円、ジョブ・カード制度においては 42.8 万円であった。就職安定資金融資は、貸付額の平成 20 年度の平均は約 62.4 万円であった。

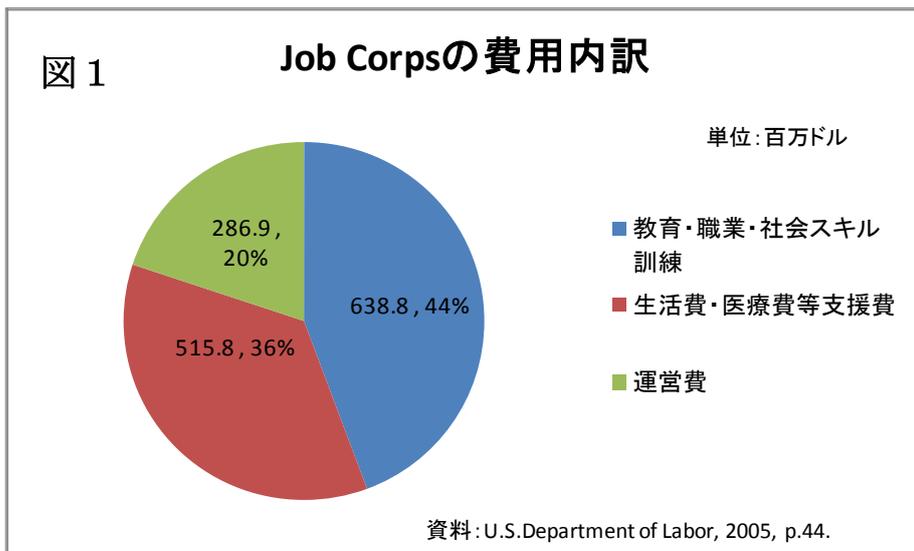
付表 4 各種就労支援に係る利用者一人当たりコストについて								
	利用者数 (平成20年度)	就業者数 (平成20年度)	就労率	支援員数 (平成20年度)	決算額 (当該事業に 要した額) (平成20年度)	②の財源 (国庫、地方、 保険料等)	利用者1人当たり コスト	留意点
	①				②		②/①	
	人	人		人	千円	千円	千円	
公共職業訓練 (離職者訓練)	131,800 (うち委託訓練 91,698)	81,376 (うち委託訓練 54,063)	61.7% 59.0%	-	19,618,049	一般: 1,965,384 (国庫負担) 特会: 17,652,665 (保険料負担)	214	・委託訓練に係る決算のみ計上。施設内訓練は、交付金総額の一部を財源に充てており、当該訓練に特化した決算額は、算出不可。
就労支援員	34,052	12,135	35.6%	557	1,669,664	国庫	49	決算額ではなく交付実績額
ジョブ・カード制度	64,865	35,364	20.638	58.4%	15,145,044	一般: 1,763,575 (国庫負担) 特別: 13,381,469 (保険料負担)	428	・ジョブ・カード制度は平成20年4月から始まった制度である。 ・委託型訓練(委託訓練活用型デュアルシステムと企業実習先行型訓練コース)については、公共職業訓練の委託訓練にも含まれる。重複分は、受講者数: 33,902人、就業者数: 19,839人。
※ジョブ・カード制度は複数の個別事業から構成されているが、一部事業に係る決算額は不明のため、その分は未計上。								
就職安定資金融資	9,535	3,194	33.5%	4,080	特別会計 (保険料財源) (貸付原資は 労働金庫の資金)	-	624	【①について】 22年1月末時点で、初回貸付後6ヶ月以上経過している者(20年12月～21年7月までの貸付対象者) 【就業者数】 ①のうち6ヶ月以上の雇用が見込まれる就業者 【②について】 20年度中に5,840人に対し3,646,453千円を貸付。4,080千円は、このうち同年度中に返済免除・返済不能が確定した額。(※)なお、21年度以降に返済免除等が確定したものは、21年度以降の決算に計上する予定。 ※制度の開始が、20年12月からなので、20年度決算額については、20年12月から21年3月末までの間に返済免除・返済不能が確定した額となる。

出所: 厚生労働省資料より作成

しかし、これら既存のプログラムの、1人あたり費用を推計に用いることは、以下の理由により、適当でない判断される。推計において想定されているアメリカの JobCorps プログラムに比べて、これらのプログラムは介入の度合いが低いことが挙げられる。就労支援員は、積極的労働政策とは言えず、また、職業安定資金融資は、生活そのものを支援する制度であるため、想定プログラムにおいては生活保護で充当される部分にあたる。ジョ

ブカード制度と公共職業訓練は、Job Corps と同様な積極的労働政策ではあるが、その期間が短い。そこで、本推計では、Job Corps を参考とする費用を用いることとする。

JobCorps の費用内訳は、以下である（図1）。プログラム経費（2006年度）約 1,441 百万ドルのうち 44%は教育・職業訓練・社会スキル訓練（基礎教育 7.4%、職業訓練 15.3%、就労支援・社会スキル訓練 21.6%）、35.8%は支援費（食費・寮費 13.8%、生活費 5.7%、アウトリーチ 4.2%、医療費 6.1%、キャリア移行サービス 4.3%等）、残り 19.9%は運営費である。



このうち、支援費にあたる部分（アウトリーチを除く）は、生活保護費で充当すると考えると、本稿にて提案しているプログラムの費用として比較できる該当部分は「教育・職業・社会スキル訓練費」であり、この対象者 1 人あたり費用は約 96 万円である。

そこで、Job Corps の費用に倣って、対象者 1 人あたり約 96 万円（年間）のプログラム費用が生活保護費に加えて必要であるとする。

プログラム期間の生活保護費

プログラム期間の生活費については、生活保護基準に準じる額が給付されると仮定する。生涯生活保護費の推計で用いられた「平成 20 年被保護者全国一斉調査」の個票に基づく集計結果は、プログラム期間の年齢層（シナリオ①の場合は 18 歳、19 歳時点の 2 年間、シナリオ②の場合は 30 歳から 34 歳の 5 年間）の間であっても働いている層が多く、また、年齢が低い層はサンプル数も少ないことから、平成 22 年度の生活保護基準算定方式に基づいてシナリオに沿った費用を計算した。計算の仮定として、単身世帯、1 級地の 1、を想定した生活扶助基準（第一類費）と生活扶助基準（第二類費）、さらに住宅扶助費を加えた数値を計算している。ただし、住宅扶助費については、基準値より多く給付されることが多いため、「平成 20 年度被保護者全国一斉調査」から単身世帯の平均値を用いた。結果は、

第6-1表、第6-2表に示す。

第6-1表 職業訓練期間中の生活保護費(年間)					
(単位:円、2010年値)					
	生活扶助基準 (第1類費)	生活扶助基準 (第2類費)	住宅扶助費	生活保護費 (月額)	生活保護費 (年額)
	①	②	③	④=①+②+③	⑤=④x12
シナリオ① (18-19歳)	42,080	43,430	25,164	110,674	1,328,088
シナリオ② (30-34歳)	40,270	43,430	25,164	108,864	1,306,368

第6-2表 訓練期間中の生活保護費(期間計)			
(単位:円、2010年価格)			
	訓練期間中の 生活保護費(計)		
	経済前提A	経済前提B	
シナリオ① (18-19歳)	2,656,176	2,616,627	
シナリオ② (30-34歳)	6,531,840	6,154,229	
経済前提A:物価上昇率0.0%、賃金上昇率0.0%、割引率			
経済前提B:物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、割引率			

推計結果

費用の推計結果は以下にまとめられる(第7表)。シナリオ①の場合、2年間の生活保護費とプログラム費用を合わせると、458万円(経済前提A)、451万円(経済前提B)と推計される。シナリオ②の場合、5年間の生活保護費とプログラム費用を合わせて、1,133万円(経済前提A)、1,068万円(経済前提B)が必要と推計される。

第7表 支援策の費用推計						
(単位:万円、2010年価格)						
	シナリオ① (2年間)			シナリオ② (5年間)		
	生活保護 費	プログラ ム費用	計	生活保護費	プログラ ム費用	計
経済前提A	266	192	458	653	480	1,133
経済前提B	262	189	451	615	452	1,068
経済前提A:物価上昇率0.0%、賃金上昇率0.0%、割引率						
経済前提B:物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、割引率						

4) 費用対効果

これら生涯社会保険料・税金納付額と生活保護費、そして、職業訓練費（含む訓練中の生活保護費）の推計値から、仮に、本プログラムの対象者が職業訓練を受け、正規雇用者、または、非正規雇用者となった場合の費用対効果を計算することは容易である。その最低値と最高値を示したものが第8-1表（シナリオ①）と第8-2表（シナリオ②）である。

まず、シナリオ①について結果を見ると、プログラムの効果として、生活保護に費やすであろう費用を含めた場合（推計1）には、概ね大きな便益が期待される。経済前提Aの場合は、男性で正規雇用者となった場合は約9から10千万円、女性は7から9千万円のプログラムを遂行したことによる便益が生じると推計される。非正規で生涯雇用されると仮定しても、男性は7から9万円、女性は5から8千万円が計上される。就労しない場合も含めた平均値（平成19年時点での年齢別、性別の失業率、労働力率、雇用状況を前提とする平均）で見ると、労働市場から退出して稼働所得を全く得ない人々も含まれるので、特に女性においては、便益額は大きく減少し、5から7千万円となる。

割引率を4.1%、賃金上昇率を2.5%、物価上昇率を1.0%と仮定した場合（経済前提B）には、将来の費用および収益が割引されるので、推計値は大きく減少する。男性正規の場合は、5から6千万円、非正規の場合は4千万円、女性正規の場合は、4から5千万円、非正規の場合は3から4千万円となる。経済前提Aにおいても、経済前提Bにおいても、これらの推計においては、費やさないで済む生活保護費による便益が大きい。

生活保護費を便益に含めない推計の場合（推計2）は、便益は大きく減少するものの、全てプラスであることには変わりはない。経済前提Aの場合は、男性正規は約4千万円、非正規は約2千万円、女性正規は約2千万円、非正規は約1千万円である。経済前提Bとすると、便益はさらに小さくなり、男性正規でも約2千万円、非正規では約1千万円、女性正規では約1千万円、非正規では1千万円に満たない数値となる。

しかしながら、シナリオ①の場合は、すべてのケースにおいて、費用を上回る収益が推計されており、プログラムの費用対効果は高いと言える。

シナリオ②の場合は、雇用期間が短いことと、プログラム期間が長く設定されているため費用もかさむことから、便益はすべての場合でプラスになるとは限らない。生活保護費を含めた推計（推計1）においては、推計される便益はシナリオ①の約半分程度である。生活保護費を含めない推計（推計2）となると、男性正規の場合は約1から2千万円、女性正規の場合は、数百万円となり1千万円を超えることはない。非正規となると、男性の場合は最高で500万円程度の便益が見込まれるものの、女性の場合は、マイナスか殆ど便益が生じなくなっている。就労しない場合も含めると、女性は生活保護費を考慮しない限り、プラスの便益となることはない。また、経済前提Bの場合においては、男性であっても、非正規の場合は殆ど便益が見込まれない。

別添2-2

第8-1表 費用対便益 (シナリオ①)

(単位:万円、2010年価格)

シナリオ①男性		経済前提A(賃金上昇率0%、割引率0%)												経済前提B(賃金上昇率2.5%、割引率4.1%)																	
		正規				非正規				就労しない場合も含めた平均				正規				非正規													
		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2											
		Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max										
収益	生涯 社会保険料・税金納付額 ①	4,592	~	5,115	4,592	~	5,115	2,407	~	2,691	2,407	~	2,691	3,464	~	3,464	3,464	~	3,464	3,148	~	3,414	3,148	~	3,414	1,795	~	1,808	1,795	~	1,808
	生涯 生活保護費 ②	5,239	~	6,347					5,239	~	6,347			5,239	~	6,347				2,753	~	3,388			2,753	~	3,388				
費用	就労支援 費用 ③	458			458			458			458			458			458			451			451			451					
便益	推計1=(①+②)-③ 推計2=①-③	9,374	~	11,005	4,135	~	4,658	7,188	~	8,580	1,949	~	2,233	8,245	~	9,353	3,006	~	3,006	5,450	~	6,351	2,697	~	2,963	4,098	~	4,745	1,345	~	1,357
シナリオ①女性		経済前提A(賃金上昇率0%、割引率0%)												経済前提B(賃金上昇率2.5%、割引率4.1%)																	
		正規				非正規				就労しない場合も含めた平均				正規				非正規													
		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2											
		Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max										
収益	生涯 社会保険料・税金納付額 ①	2,997	~	2,966	2,997	~	2,966	1,363	~	1,834	1,363	~	1,834	893	~	893	893	~	893	2,071	~	2,094	2,071	~	2,094	1,071	~	1,285	1,071	~	1,285
	生涯 生活保護費 ②	4,687	~	6,214					4,687	~	6,214			4,687	~	6,214				2,474	~	3,368			2,474	~	3,368				
費用	就労支援 費用 ③	458			458			458			458			458			458			451			451			451					
便益	推計1=(①+②)-③ 推計2=①-③	7,226	~	8,722	2,539	~	2,508	5,592	~	7,591	905	~	1,377	5,122	~	6,649	435	~	435	4,095	~	5,011	1,621	~	1,643	3,094	~	4,202	620	~	834

経済前提A:物価上昇率0.0%、賃金上昇率0.0%、割引率0.0%
 経済前提B:物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、割引率4.1%

別添2-2

シナリオ②男性		経済前提A (賃金上昇率0%、割引率0%)												経済前提B (賃金上昇率2.5%、割引率4.1%)																	
		正規				非正規				就労しない場合も含めた平均				正規				非正規													
		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2											
		Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max										
収益	生涯 社会保険料・税金納付額 ①	2,636	~	3,104	2,636	~	3,104	1,318	~	1,709	1,318	~	1,709	1,948	~	1,948	1,948	~	1,948	2,186	~	2,209	2,186	~	2,209	1,183	~	1,258	1,183	~	1,258
	生涯 生活扶助費 ②	3,456	~	4,142					3,456	~	4,142				3,456	~	4,142				1,996	~	2,455				1,996	~	2,455		
費用	就労支援 費用 ③	1,133			1,133			1,133			1,133			1,133			1,133			1,068			1,068			1,068			1,068		
便益	推計1=(①+②)-③ 推計2=①-③	4,959	~	6,113	1,503	~	1,971	3,640	~	4,718	184	~	576	4,270	~	4,956	814	~	814	3,114	~	3,596	1,118	~	1,141	2,112	~	2,645	116	~	190
シナリオ②女性		経済前提A (賃金上昇率0%、割引率0%)												経済前提B (賃金上昇率2.5%、割引率4.1%)																	
		正規				非正規				就労しない場合も含めた平均				正規				非正規													
		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2		推計1		推計2											
		Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max	Min	Max										
収益	生涯 社会保険料・税金納付額 ①	1,831	~	1,991	1,831	~	1,991	935	~	1,244	935	~	1,244	583	~	583	583	~	583	1,458	~	1,442	1,458	~	1,442	779	~	926	779	~	926
	生涯 生活保護費 ②	3,063	~	3,977					3,063	~	3,977				3,063	~	3,977				1,784	~	2,385				1,784	~	2,385		
費用	就労支援 費用 ③	1,133			1,133			1,133			1,133			1,133			1,133			1,068			1,068			1,068			1,068		
便益	推計1=(①+②)-③ 推計2=①-③	3,761	~	4,835	698	~	858	2,864	~	4,088	-199	~	111	2,513	~	3,427	-550	~	-550	2,175	~	2,760	391	~	375	1,496	~	2,243	-288	~	-142

経済前提A: 物価上昇率0.0%、賃金上昇率0.0%、割引率0.0%
 経済前提B: 物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、割引率4.1%

【参考文献】

厚生労働省 「賃金構造基本統計調査のページ」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html> アクセス日 2010/05/13)

Heckman, James and Krueger, Alan. 2005. *Inequality in America: What Role for Human Capital Policies?*, Cambridge, MA: MIT Press.

U.S.Department of Labor.2007. *JOB CORPS Annual Report Program Year 2006*, <http://www.jobcorps.gov/Libraries/pdf/py06report.sflb> (アクセス日 2010.5.25.)

Appendix 1 プログラムの「成功率」と便益の推計

本稿の推計は、あくまでも、プログラムの対象者が就労に「成功」しており、被保護となることが全くないという仮定も含まれている。しかし、すべての対象者がこのように「成功」するとは限らなく、プログラムの対象者であっても、一生のうちに被保護になる可能性が全くないわけではない。

本稿がモデルとしている Job Corps は、概ね 75~80%の就労率（軍隊含む）に加え、約 10%の進学率を達成している（2006 年度、U.S. Department of Labor 2007、付表 5）。一方、日本の現行の各種就労支援策の就労率は概ね 30%（就労支援員 35.6%、就職安定資金融資 33.5%）から 60%（公共職業訓練 61.7%（うち委託訓練は 59.0%）、ジョブ・カード制度の職業訓練 58.4%）である（付表 4）。就労支援員や就職安定資金融資は、対象者の employability を向上させる機能は少ないと考えられ、一般的によりインテンシブな職業訓練であればあるほど就労率も高いとすることができる。

付表 5 Job Corps の成功率

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
就労	77%	79%	80%	80%	74%
進学	10%	11%	11%	9%	9%
成功率（計）	87%	90%	91%	88%	83%
平均賃金	\$8.03	\$8.08	\$8.18	\$8.41	\$8.72

出所：U.S.Department of Labor, 2005, p.39.

しかしながら、Job Corps の約 80%という数値も、日本の職業練の約 60%という数値も、そのプログラム独自の効果を厳密に測っているわけではない。何故なら、これらは比較の対象となるコントロール・グループを設定しているわけではなく、80%、ないし 60%のうちどこまでがプログラムの効果であるかは不明である。例えば、プログラムに参加しなくとも経済状況の如何によっては約 8 割の失業者が就職するのかも知れないのである。

プログラムの厳密な費用対効果を測定するためには、社会実験的なフレームワークを設けて、プログラム実施グループとそうでないグループ（コントロール・グループ）の差を検証しなければならない。しかしながら、参考となる Job Corps の実証研究においては、コントロールグループと被験者グループの就労率の差はわずかであり、プログラムの効果の殆どは賃金上昇による差から生じるものであった（Heckman and Krueger 2005）。日本とアメリカにおいては、賃金構造やその決定要件についての労働経済状況が異なると考えられることから、Job Corps の成果による賃金上昇率をそのまま日本に当てはまることは妥当ではない。モデルとなるプログラムのデータが欠損しているため、本稿では、プログラムの厳密な費用対効果を予測することは困難と判断される。

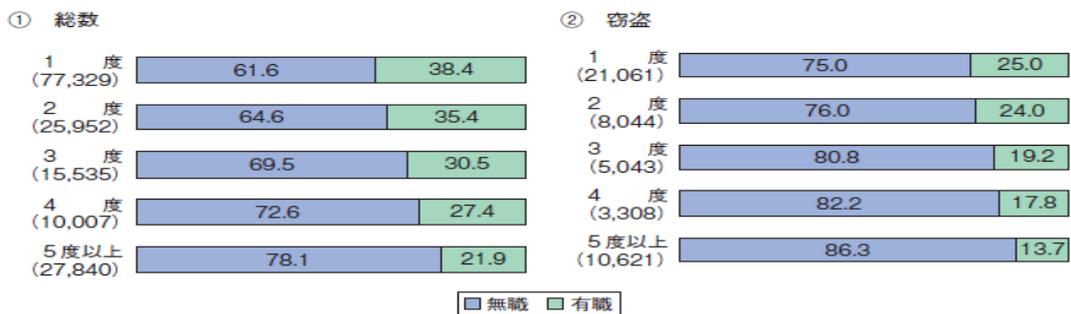
しかし、厳密な費用対効果分析は、これからのエビデンスに基づいた政策づくりに不可欠であり、今後も本分野における研究が期待される。

Appendix 2 犯罪の増加に関わる費用について

法務省矯正統計から平成 20 年の新規受刑者の犯時職業をみると新受刑者 28,963 人のうち無職者（学生・家事従事者除く）は 19,093 人となっており、総数の 65.9%を占めている。また、平成 21 年犯罪白書（法務省）によると、経済的な問題が再犯要因として大きく影響していることが実証的に裏付けられている。（付図 1）

付図 1 入所受刑者の就労状況別構成比（罪名別・入所度数別）

（平成16年～20年の累計）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 学生・生徒、家事従事者及び就労状況不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

（資料）平成 21 年犯罪白書（法務省）

さらに、同白書において窃盗再犯者の動機を分析しているが、これを見ても生活費困窮を理由とする者が最も多くなっている。（付図 2）

付図 2 窃盗 直接的動機の種類別選択率（男女別・年齢層別）

① 男子 (352)						② 女子 (148)						
29歳以下 (86)	生活費困窮 61.6%	遊蕩費欲しさ 45.3%	酒に酔って 24.4%	盗み癖 17.4%	友人知人の誘い 15.1%	29歳以下 (16)	生活費困窮 68.8%	盗み癖 37.5%	遊蕩費欲しさ 31.3%	酒に酔って 31.3%	節約 25.0%	ストレス 25.0%
30～39歳 (90)	生活費困窮 59.4%	遊蕩費欲しさ 44.8%	借金返済 13.5%	友人知人の誘い 12.5%	酒に酔って 10.4%	30～39歳 (39)	生活費困窮 56.4%	ストレス 43.6%	節約 33.3%	盗み癖 33.3%	酒に酔って 23.1%	
40～49歳 (65)	生活費困窮 69.2%	遊蕩費欲しさ 30.8%	アルコールの作用 15.4%	借金返済 13.9%	酒に酔って 13.8%	40～49歳 (35)	生活費困窮 48.6%	節約 34.3%	ストレス 20.0%	盗み癖 20.0%	借金返済 8.6%	
50～59歳 (60)	生活費困窮 78.3%	節約 18.3%	遊蕩費欲しさ 16.7%	アルコールの作用 16.7%	借金返済 10.0%	50～59歳 (30)	生活費困窮 50.0%	節約 40.0%	ストレス 16.7%	盗み癖 13.3%	借金返済 10.0%	
60歳以上 (45)	生活費困窮 64.4%	アルコールの作用 17.8%	ストレス 13.3%	遊蕩費欲しさ 11.1%	節約 11.1%	60歳以上 (28)	生活費困窮 53.6%	節約 28.6%	ストレス 28.6%	支払いが面倒 10.7%	盗み癖 10.7%	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 それぞれの項目について該当すると回答（複数回答）した者の比率を見たものである。
 3 「節約」は、直接的動機が自分の金を使うのがもったいなかったという理由であることをいう。
 4 「アルコールの作用」は、直接的動機が酒に酔っていたという理由であることをいう。
 5 「配偶者等」は、交際相手を含む。
 6 無回答の者を除く。
 7 () 内は、実人員である。

（資料）平成 21 年犯罪白書（法務省）

以上のように、犯罪と経済的な問題は密接な関係にあることが見て取れ、本稿の推計の前提としたインテンシブな就労支援は犯罪防止の観点からも一定程度の効果が得られるも

のと強く推測される。すなわち、インテンシブな就労支援は犯罪の防止に寄与し、それを通じて治安を維持、社会生活における安全を守り国民に大きな利益を生むことになろう。国民的な利益は犯罪減少に伴う治安維持に係る費用の減少など費用に換算して計測出来る事柄から安心や安全の増加やそれを通じた行動の変化など費用に換算して計測することが困難な事柄まで多岐にわたる。ここでは比較的計測が可能と考えられる矯正施設（刑務所）に係る費用について法務省決算を基に考察する。

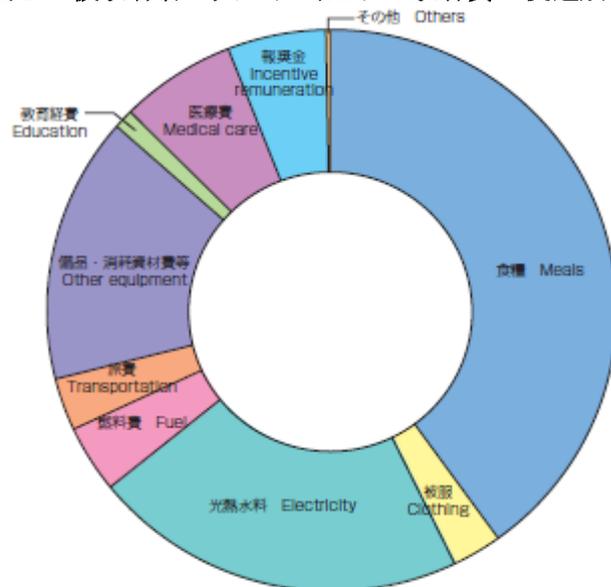
矯正施設に係る費用には、①直接収容者の生活に必要な費用（食費など）と②施設を維持する費用等の矯正行政を運営するために必要な費用（人件費や施設の維持費など）に大別される。施設を維持する費用については、収容者の多寡によらない固定費としての性質をもつことから、①の費用のみを考慮した場合と両者の費用を考慮する場合の2通りの考え方で収容者にかかる費用を推計する。ここでは、法務省決算より矯正行政に必要な費用総額として矯正官署の組織にかかる決算とその中で①の性質に分類されると思われる項目の決算を用いて収容者一人当たりの費用を算定した¹⁰（実際の費用は両者の間にあると考えられる。）（付表1）

付表1 被収容者一人あたり費用推計

	決算額	のべ収容者数	一人一日当たり費用
①	2,301 億円	30,375,271 人	1,746 円
①+②	530 億円	30,375,271 人	7,576 円

また、法務省によると、平成19年度の予算における刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容費は1,310円となっている。（付図3）

付図3 被収容者一人一日当たりの収容費の使途別内訳



(出典)「日本の刑事施設」
(法務省矯正局)

¹⁰ 決算は財務省 HP「予算書・決算書データベース」より法務省矯正局の平成20年度決算を用いた。また、①に分類する項・事項は矯正活動費及び矯正施設民間開放推進費・収容諸費と仮定した。のべ収容人数は矯正施設収容者（矯正統計（法務省））による。

Appendix 3

貧困・格差と経済成長に関する実証研究レビュー

I. 格差と成長

格差と成長：歴史的背景

クズネッツ（1955）は、国が経済発展を遂げる中で、当初には格差が拡大するものの、その後は、格差が縮小していくという説を唱えた（図 1）。この逆 U 字型の関係は、クズネッツ曲線と呼ばれるようになり、一般にも広く浸透した概念であった。クズネッツの説によると、成長はその初期段階においては、社会の中で飛躍的な発展を遂げる一定層と、それに乗り遅れる残余層との間に格差を生じさせるものの、発展を遂げた一定層からの便益が徐々に残余層にも浸透していくにつれ、彼らの生活水準も引き上げられる。また、比較的格差が小さい農業セクターから、より格差が大きい他の産業に人口が移行していく過程として、経済発展の初期には格差が拡大されるという理論も展開された。しかし、クズネッツの概念は、19 世紀前半の 3 カ国（アメリカ、イギリス、ドイツ）のデータに基づいたものであり、これが一般化できるものかどうかについては論争がある。実際に、その後の国々の状況を見てみても、クズネッツ曲線に沿う発展を見せている国があれば、そうでない国もあり、その関係を検証するためには、より正確かつ長期にわたるデータベースの蓄積と統計解析手法の発展を待つ必要があった（Deininger & Squire 1998）。

クロス・データの分析：1990 年代

1990 年代にはいつてからは、国々の格差指標のデータが揃ってきたこともあり、多くの実証研究がなされるようになった。国別のクロス・データを用いた初期の実証研究は、成長と格差は負の関係にあるとの結果が多く見られた（Persson and Tabellini 1994; Mo 2000; Castello and Domenech 2002 など。詳しいレビューは Benabou 1996、Bleaney and Nishiyama 2004 を参照のこと）。Benabou(1996)は、1990 年代に発表された 23 の論文のサーベイを行っており、その殆どの文献において、格差は、長期的な経済成長を抑制するという結果が得られていると報告している。これらの文献は、ある時期の不平等度を説明変数、その後の経済成長を被説明変数とする分析でコントロール変数として初期の所得、人的資本の蓄積、地域ダミーなどを用いている。

これらは、クロス・セクションの国別データの分析であり、地域ダミーや他のコントロール変数の投入、サンプルバイアスを考慮すると頑強な結果とは言えないという指摘もある（Perotti 1996）ものの、これらの分析手法上の問題点を解決した Perotti(1996)の structural equation を用いた分析においても、格差と経済成長の負の関係が強く示唆されており、この結果は頑強なものであると結論づけている。

また、所得格差のみならず、富の格差や、人的資本（教育）の格差に着目した分析も散見される。Castello and Domenech (2002)は、教育の格差に着目しており、教育の不平等は所得の不平等よりもさらに経済成長に負に影響を与えるとした。

パネル・データの分析：1990年代後半～2000年代

国別の特徴などをコントロールしたパネル・データによる分析が始まったのは1990年代後半からである。世銀を中心として途上国および先進国の、より正確な格差指標のデータベースが揃ったことにより、より洗練された統計手法を用いた分析が可能となったのである。これらパネル・データからの最初の知見は、格差と成長は正の関係にあるというものであった（Li and Zou 1998; Barro 2000; Forbes 2000 など）¹¹。Barro (2000) と Forbes (2000) は、共に国別のデータベースを用いた分析の結果、格差指標と成長率には正の相関があることを見出しているものの、その関係は先進諸国のみであり、発展途上国においては格差は成長に負の影響を及ぼしているとした。また、Deininger and Squire (1998)は、一国において、その経済発展の過程の中で、格差がクズネツ曲線をたどるかどうかを検証しており、検証した49カ国中、クズネツ曲線をたどった発展をしているのは、たったの5カ国のみであるとし、同時に、クズネツ曲線の逆の形をたどる国も4カ国あると結論づけた¹²。

また、アメリカの州別のパネル・データという統計的な誤差が少ないデータを用いた分析も可能となったのが、90年代である。Partridge (1997)は、州別のパネル・データを用いた分析によって、各州のジニ係数と成長率は正の関係にあるとし、また同時に、第三5分位の所得シェアも成長とプラスの関係があるとした。この分析は、中間層が得る所得の割合が成長に重要であると結論づけている¹³。しかし、同様のデータでこれを検証したPanizza(2002)においては、正の関係は統計的に認められず、むしろ、負の関係を示唆する結果が得られている。

これらパネル・データによる分析の解釈には注意を要する。これらの分析は、あくまでも、その他に経済成長に影響を与えるすべての国別の特徴（例えば、産業構造や、政治的背景、教育制度、汚職の度合いなど）を固定した上で、ある期間の経済の成長率の変化と格差の変化の関係を検証しているものである。そのため、観察期間の始めの時期の格差が高く経済に負の影響を与える要因が強い場合は、この負のバイアスを取り除いてしまっているこ

¹¹ この二つの研究に共通している点は、格差と経済成長の負の関係を示唆する経済理論の多くは、長期的な成長を想定しているのに対し、この二つの研究成果は成長の測定に比較的に短期間のスパンを設定していることである（Panizza 2001）。

¹² Deininger and Squire (1998)は、また、資産格差の影響の分析を試みており、観察当初の資産格差が、長期（30年間）の成長に負の影響を与えている。

¹³ 国別の格差指標のデータにおいては、その根拠となる国別の統計データの信頼性や国ごとによる所得の定義や調査対象者の違いなどが発生し、データセット全体の信頼性がどうしても低くなるのに対し、ひとつの国の中での地域データは定義や対象者が統一されているため、データセットを作成することができる（Panizza 2002）。

ととなる。クロス・セクションの分析にて検証された格差と成長の負の相関と、パネル・データを用いた分析の正の関係は、必ずしも矛盾した結果ではないのである。

格差が先か、成長が先か

これらの実証分析は、所得分布の形状、例えば、ジニ係数やより底辺に着目した貧困率など、を所与の条件とした上で、それが経済成長に与える影響を分析している。言いかえれば、格差・貧困を経済成長を決定する一つの要因と考えているのである。しかしながら、実証研究から立証できるのは、因果関係ではなく、相関関係のみである。一方で、経済成長が、格差または貧困の要因となるという説も、同様に説得力がある。すなわち、格差と成長のプラスの相関は、格差が成長を促すのではなく、成長が格差をもたらしているという指摘である (Dollar and Kraay 2002)。

また、格差と経済成長は、ともに、第三、第四のほかの独立した要因に影響されており、それがこの二つの変数の相関をもたらしているという説もある。Lundberg and Squire (2003)は、格差と成長をそれぞれ独立する説明変数として扱うのではなく、共通するいくつかの要因によって同時に決定される変数として実証を試みており、いくつかの変数（平均教育年数、公的支出の大きさ、インフレ率、土地分布、市民の自由度など）が、格差と成長に共に影響していることを実証している（影響の方向は同じ場合と反対の場合がある）。彼らの結果は、これらの変数を変化させる政策を行うことによって、「格差—成長」のどの組み合わせも可能であることを示唆している。

II. 貧困と成長

アメリカ政府報告書：『アメリカの貧困：個人と経済への影響』（要約）

米国会計検査院 (General Accountability Office: GAO) は、2007年に貧困が人々の健康、犯罪、経済成長に及ぼす影響についての報告書をまとめた(U.S.GAO 2007)。本報告書が指摘する貧困の影響は以下に要約される。貧困は人的資本形成への負の影響を及ぼし¹⁴、犯罪や社会不安定を増幅することにより、経済成長に負の影響を及ぼす。貧困と人的資本形成の関係については、多くの実証研究が示しているところであり、教育投資、職業経験と訓練、労働人口の健康状況など多くの経路を伝っている。これらの傾向は特に貧困に長い間さらされてきた人々、とりわけ、貧困に育った若者に顕著である。労働人口の一部の生産性が下がるのみではなく、彼らの購買力や貯蓄力も落ちる (USGAO,p.20)。

¹⁴ 貧困が人的資本の形成に負の影響を及ぼす要因は、①貧困層の credit 問題—すなわち人的資本が投資先として有効であっても貧困層は流動性制約（資金を借りることができない）があるため人的資本の投資が不可能となる、②貧困状態で成長することによって学力格差が幼少の時期から生じている、の2説がある（これらについて詳細は、Heckman, J. and A. Krueger (2002). Inequality in America: What Role for Human Capital Policies? Cambridge, MA, The MIT Press.を参照のこと）。

貧困が犯罪や社会不安に及ぼす影響も大きい。貧困は、社会底辺の人々にとって、犯罪を犯す機会費用を低くし、犯罪行動を促す。犯罪は、犯罪に対処する直接的諸費用（警察や司法システム、刑務所など）や、犯罪をおかした人々の労働力の喪失はもちろんのこと、犯罪や社会不安が大きい地域における生産性の高い投資を抑制するとされている。

しかしながら、格差と経済成長の関係についての実証研究は統一的な結果となっておらず、その影響の方向性については異なる示唆が得られている。近年の、いくつかの実証研究は（例えば、後述する(Voitichovsky 2005)、(Dev Bhatta 2001)など）、貧困と経済成長の負の関係を示唆している。しかし、これらの影響が、アメリカ全土の経済成長率にどれほど影響するのかについては不明なところが多い。

所得分布の形状の重要性：格差と貧困

格差と成長の関係について、統一的な知見が得られていない理由のひとつが、一口に格差と言っても所得分布の形状によって、その社会的・経済的な影響が大きく異なることが挙げられる。そこで、近年では、格差をジニ係数といった所得分布の全体の形状から計算される画一的な指標を用いるのではなく、より詳細にとらえた分析を行っており、興味深い示唆が得られている。例えば、Partridge が行ったアメリカの州別データの分析においては、ジニ係数と経済成長に正の関係が見出されたが、同時に、第三 5 分位、すなわち中間層の所得シェアと成長にも正の関係があるとの結果であった (Partridge 1997)。

また、上記のGAO報告書にもあるように、格差ではなく貧困が経済成長に与える影響も注目を集めている。Dev Bhatta(2001)は、(Dev Bhatta 2001)は、アメリカの 351 地区のデータを用いて格差と貧困を両方考慮した分析をしている¹⁵。人的資本の伸びと地域ダミーをコントロールした上で、ジニ係数や貧困率を独自に推計すると両者とも成長と正の関係となるが、格差指標（ジニ係数と 80/20 率）と貧困率を同時投入すると、格差指標は正、貧困率は負で統計的に有意となる。すなわち、格差とは独立して、貧困は経済成長を抑制するのである。さらに詳しい分析においては、各地区の人口を高所得層 20%、中間層 60%、低所得層 20%に分け、各層の 1 人当たり所得に与える影響を見ると、低所得層のみにおいては貧困率が負で有意であり、かつ、貧困層の負の影響はジニ係数の正の影響を上回るのである。つまり、貧困率の高い地域に住む低所得層はますます所得が減少するのである。

Voitichovsky (2005)は、同様の結果を国別データで得ている。彼女は、LIS21 カ国のパネル・データ¹⁶を用いて、時間ラグを考慮した上で、ジニ係数、90/75 率¹⁷、50/10 率と成長

¹⁵ 用いられた格差指標は、ジニ係数と貧困率（アメリカ公式貧困線）であり、コントロール変数として人的資本の伸び率を用いていることが特徴的である。説明変数は、各地区の 1980 年の格差と 1 人当たり所得、被説明変数は、1996 年までの 1 人当たり所得である。

¹⁶ 5 年毎のジニ係数、75-95 年の 6 時点、すべての国で 6 回 observation があるわけではない。

¹⁷ 所得分布の下から 90%目の所得と 75%目の所得の割合。90/75 率は、高所得層間の格差、50/10 率は中間層と低所得層との間の格差を表す。

の関係を分析しており、それぞれの格差指標独自では統計的に有意な結果は得られないものの、二つ以上を投入すると、90/75 率は成長と正の関係、50/10 は負の関係が見出されるとしている(Voitichovsky 2005)。

III. まとめ

格差と経済成長の関係は、単純なものではない。先進諸国の間においては、格差の大きさと経済成長の間には負の相関があり、様々な経済理論は、これを裏付ける見解を示している。しかしながら、一国の中での格差の変化と成長の変化に着目すると、格差が拡大すると成長が鈍化するという関係は統計的には見出されず、むしろ、格差が拡大している国では経済成長も伸びているという結果も多い。しかし、この関係は、格差の拡大が経済成長をもたらしているというよりも、経済成長が格差の拡大をもたらしているのである、という指摘もあり、また、格差と成長はともに共通の政策によって影響を受けているため、ポリシーミックスによって「格差－成長」のどの組み合わせも可能であるという報告もある。

このように、格差自体が経済成長にプラスであるのか、マイナスであるのか、については、現在のところ、統一された学術的見解はない。しかしながら、近年の研究はむしろ、格差自体よりも「貧困」が経済成長に及ぼす影響に着目している。経済理論的には、貧困は経済成長に負の影響を及ぼすことが、さまざまな視点から指摘されている。実証研究においても、同一の格差レベルであれば、貧困が経済成長にマイナスの影響を及ぼしていることが明らかになってきている。

<表 1 格差・貧困の成長の関係に関する実証研究 主要リスト >

【参考文献】

- Barro, R. J. (2000). "Inequality and Growth in a Panel of Countries." Journal of Economic Growth 5: 5-32.
- Benabou, R. (1996). "Inequality and Growth." NBER Macroeconomics Annual 11: 11-74.
- Bleaney, M. and A. Nishiyama (2004). "Income Inequality and Growth – Does the Relationship vary with The Income Level? ." Economics Letters 84(3): 349-355.
- Castelló, A. and R. Doménech (2002). "Human Capital Inequality and Economic Growth: Some New Evidence." The Economic Journal 112(478): C187-C200.
- Deininger, K. and L. Squire (1998). "New ways of looking at old issues: inequality and growth." Journal of Development Economics 57: 259-287.
- Dev Bhatta, S. (2001). "Are Inequality and Poverty Harmful for Economic Growth: Evidence

- from the Metropolitan Areas of the United States." Journal of Urban Affairs **3**(3-4): 335-359.
- Dollar, D. and A. Kraay (2004). "Trade, Growth, and Poverty." The Economic Journal **114**(493): F22-F49.
- Fallah, B. and M. D. Partridge (2006). The Elusive Inequality-Economic Growth Relationship: Are there Differences between Cities and the Countryside? Working Paper, University of Saskatchewan.
- Forbes, K. J. (2000). "A Reassessment of the Relationship between Inequality and Growth." The American Economic Review **90**(4): 869-887.
- Heckman, J. and A. Krueger (2002). Inequality in America : What Role for Human Capital Policies? Cambridge, MA, The MIT Press.
- Hsing, Y. (2005). "Economic Growth and Income Inequality: the case of the US " International Journal of Social Economics **32**(7): 639-647.
- Lundberg, M. and L. Squire (2003). "The Simultaneous Evolution of Growth and Inequality." The Economic Journal **113**(487): 326-344.
- Mo, P. H. (2000). "Income Inequality and Economic Growth." Kyklos **53**(3): 293-315.
- Panizza, U. (1999). Income Inequality and Economic Growth: Evidence from the American Data Working Paper, Inter-American Bank of Development: 1-31.
- Panizza, U. (2002). "Income Inequality and Economic Growth: Evidence from American Data." Journal of Economic Growth **7**(1).
- Partridge, M. D. (1997). "Is Inequality Harmful for Growth? Comment " American Economic Review **87**(5): 1019-1032.
- Perotti, R. (1996). "Growth, Income Distribution, and Democracy: What the Data Say." Journal of Economic Growth **1**: 149-187.
- Persson, T. and G. Tabellini (1994). "Is Inequality Harmful for Growth? ." American Economic Review **84**(3): 600-621.
- U.S.GAO (2007). Poverty in America : Economic Research Shows Adverse Impacts on health Status and Other Social Conditions As Well As the Economic Growth Rate. GAO. Washington, D.C., GAO.
- Voitchovsky, S. (2005). "Does the Profile of Income Inequality Matter for Economic Growth?: Distinguishing Between the Effects of Inequality in Different Parts of the Income Distribution." Journal of Economic Growth **10**: 273-296.
- Wan, G., M. Lu, et al. (2006). "The inequality–Growth Nexus in the Short and Long Run: Empirical Evidence from China " Journal of Comparative Economics **34**(4): 654-667.

表1 格差と成長 主要文献リスト				
筆者	年	データ	モデルの特徴	結果
Wan, Lu and Chen	2006	中国の地域データ	タイムラグを考慮したモデル	格差は、短期、中期、長期の成長にーの影響
Fallah, B. and M. Partridge	2006			
Voitchovsky, S.	2005	LIS,21カ国、6時点(5年毎、1970-95年)のパネル(全ての国に6obs.あるわけではない)	GMM,被説明変数=前observationからのGDPper capita の増加、lagged 格差指標、国ダミー、年ダミー etc.	それぞれの格差変数独自では有意でないが、二つ以上投入すると有意となる。90/75率は 正 、50/10率は 負
Hsing, Yu.	2005	アメリカ(全国)の時系列データ(1967-2001)		負 (ジニ係数の0.1の上昇は、GDPを0.975%減少)
Bleaney and Nishiyama	2004	国別データ、クロス、WIID(2000)	非説明変数=平均GDP伸び率、説明変数=当初のジニ係数、開放度、平均寿命、など	ジニ係数は 正 と 負 両方あり,inconclusive
Castello and Domenech	2002	国別クロスデータ		負
Panizza	2002	US州データ、パネル	Fixed effects, GMM	格差が正の影響となる結果は得られなく、 負 であるという示唆。しかし結果はrobustでない可能性あり
Dev Bhatta, S.	2001	アメリカ自治体(n=315)、1980-96年	被説明変数=期末の1人あたり所得、説明変数=人的資本の伸び率、ジニ係数、貧困率、地域ダミー	ジニ係数は 正 で有意であるが、貧困率は 負 で有意
Forbes	2000	国別パネルデータ(Deininger & Squire)1966-95	Fixed Effects, 成長率は5年平均	先進国では、ジニ係数は 正
Barro	2000	国別パネルデータ(Barro & Lee)		ジニ係数 正 & 負 (先進諸国 + 、発展途上国 -)
Chang and Ram	2000	国別クロスデータ		負
Mo	2000	国別パネルデータ(Barro & Lee) 1960-85	productivity growth, 再分配の大きさ、など	ジニ係数は 負 、格差の影響の55%はproductivity growth への影響から生じる
Panizza	1999	US州データ(1920-1980)、パネルとクロス両方		格差は 負 、格差とfiscal policy(再分配)はプラス、再分配とその後の成長は ー
Deininger and Squire	1998	国別パネルデータ (Deininger& Squire)		資産格差と長期成長は 負 、クズネツ曲線は立証されない
Deininger and Squire	1996	国別クロスデータ		成長と格差の負の関係は統計的には有意ではない(in Panizza)
Partridge	1997	US州データ (1920-1960)	短期、中期の成長	ジニ係数は 正 、第三五分位のシェアも 正 、中間層のシェア、不平等度がともに プラス 。
Li and Zou	1997		短期、中期の成長	+short term growth (in Panizza)
Perotti	1996	国別データ	Reduced Form、平等指標=第3五分位所得シェア	格差と成長は 負 、再分配の大きさは正の関係。社会政治安定度は + か？
Persson and Tabellini	1994	国別クロスデータ	Reduced Form	格差と成長は 負 の関係

第 II 部 結果表

【集計結果表】

納税推計額・社会保険料推計額

男性

第 1 表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、男性、シナリオ①）

第 1 - 1 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、正規雇用、男性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 1 - 2 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非正規雇用、男性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 1 - 3 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、正規雇用、男性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 1 - 4 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、非正規雇用、男性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 1 - 5 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非就労を含めた平均、男性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 1 - 6 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、正規雇用、男性、シナリオ①）（賃金構造基本調査データ）

第 1 - 7 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非正規雇用、男性、シナリオ①）（賃金構造基本調査データ）

第 1 - 8 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、正規雇用、男性、シナリオ①）（賃金構造基本調査データ）

第 1 - 9 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、非正規雇用、男性、シナリオ①）（賃金構造基本調査データ）

第 2 表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、男性、シナリオ②）

第 2 - 1 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、正規雇用、男性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 2 - 2 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非正規雇用、男性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 2 - 3 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、正規雇用、男性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 2 - 4 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、非正規雇用、男性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 2 - 5 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非就労を含めた平均、男性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 2 - 6 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、正規雇用、男性、シナリオ②）（賃金構造基本調査データ）

第 2-7 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非正規雇用、男性、シナリオ②）（賃金構造基本調査データ）

第 2-8 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、正規雇用、男性、シナリオ②）（賃金構造基本調査データ）

第 2-9 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、非正規雇用、男性、シナリオ②）（賃金構造基本調査データ）

女性

第 3 表 生涯 所得税推計額、社会保険料推計額（まとめ、女性、シナリオ①）

第 3-1 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、正規雇用、女性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 3-2 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非正規雇用、女性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 3-3 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、正規雇用、女性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 3-4 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、非正規雇用、女性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 3-5 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非就労を含めた平均、女性、シナリオ①）（国民生活基礎調査データ）

第 3-6 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、正規雇用、女性、シナリオ①）（賃金構造基本調査データ）

第 3-7 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非正規雇用、女性、シナリオ①）（賃金構造基本調査データ）

第 3-8 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、正規雇用、女性、シナリオ①）（賃金構造基本調査データ）

第 3-9 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、非正規雇用、女性、シナリオ①）（賃金構造基本調査データ）

第 4 表 生涯 納税推計額、社会保険料推計額（まとめ、女性、シナリオ②）

第 4-1 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、正規雇用、女性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 4-2 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非正規雇用、女性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 4-3 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、正規雇用、女性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 4-4 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、非正規雇用、女性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 4 - 5 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非就労を含めた平均、女性、シナリオ②）（国民生活基礎調査データ）

第 4 - 6 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、正規雇用、女性、シナリオ②）（賃金構造基本調査データ）

第 4 - 7 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 0%、非正規雇用、女性、シナリオ②）（賃金構造基本調査データ）

第 4 - 8 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、正規雇用、女性、シナリオ②）（賃金構造基本調査データ）

第 4 - 9 表 納税額、社会保険料額推計（賃金上昇率 2.5%、非正規雇用、女性、シナリオ②）（賃金構造基本調査データ）

生活保護推計

男性

第 5 - 1 表 生涯生活保護費（18 - 64 歳、男性、経済前提 A）

第 5 - 2 表 生涯生活保護費（30 - 64 歳、男性、経済前提 A）

第 5 - 3 表 生涯生活保護費（18 - 64 歳、男性、経済前提 B）

第 5 - 4 表 生涯生活保護費（30 - 64 歳、男性、経済前提 B）

女性

第 5 - 5 表 生涯生活保護費（18 - 64 歳、女性、経済前提 A）

第 5 - 6 表 生涯生活保護費（30 - 64 歳、女性、経済前提 A）

第 5 - 7 表 生涯生活保護費（18 - 64 歳、女性、経済前提 B）

第 5 - 8 表 生涯生活保護費（30 - 64 歳、女性、経済前提 B）

【基データ】

【別添 1】『平成 19 年国民生活基礎調査』の再集計表

第 1 表 稼働所得のある者の人数（人員 10 万対）、勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称・性・年齢（5 歳階級）別

第 2 表 稼働所得のある者 1 人当たり平均稼働所得金額（万円）、勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称・性・年齢（5 歳階級）別

第 3 表 稼働所得のある者 1 人当たり平均所得税 + 住民税額（万円）、勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称・性・年齢（5 歳階級）別

第 3 - 1 表 当該抛出のある者 1 人当たり平均所得税 + 住民税額（万円）、勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称・性・年齢（5 歳階級）別

第 4 表 稼働所得のある者 1 人当たり平均社会保険料額（万円）、勤めか自営かの別 - 勤め先での呼称・性・年齢（5 歳階級）別

第 4-1 表 当該拠出のある者 1 人当たり平均社会保険料額（万円）、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（5 歳階級）別

第 5 表 稼働所得のある者 1 人当たり平均固定資産税額（万円）、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（5 歳階級）別

第 5-1 表 当該拠出のある者 1 人当たり平均固定資産税額（万円）、勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（5 歳階級）別

【別添 2】『平成 19 年賃金構造基本統計調査』の集計表

第 1 表 雇用形態別、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（賃金構造基本調査）